

耐震診断 (耐震診断に要する費用)

安来市助成事業 (国 1/2・県 1/4・市 1/4)

※上限金額より多く費用を要する場合は自己負担が生じます。

①安来市要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業

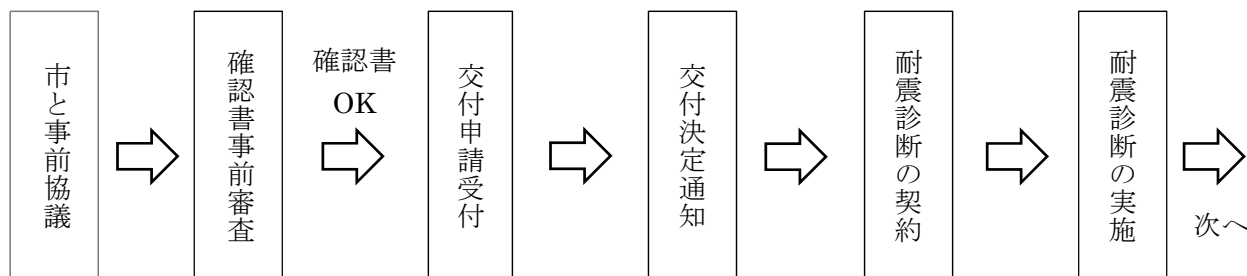
申請窓口：安来市 建築住宅課

〒692-0207 安来市伯太町東母里 580 番地 (伯太庁舎) TEL 0854-23-3325

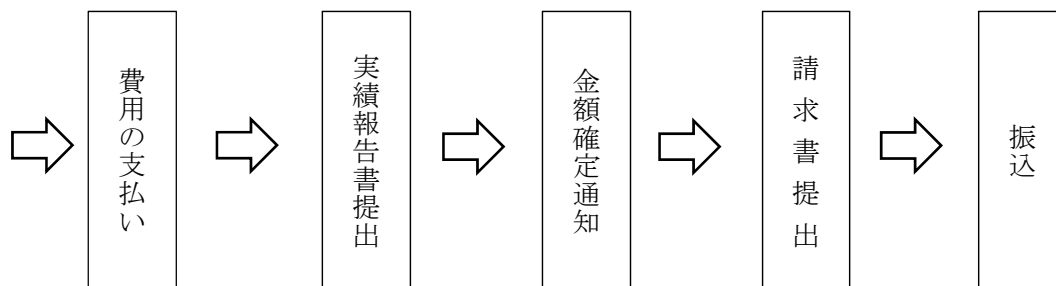
②改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書

窓口：島根県 建築住宅課 建築物安全推進室

〒690-8501 松江市殿町 1 番地 (県庁南庁舎) TEL 0852-22-6586



※**確認書**：改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書



【注意事項】

- ・ 補助金の振込みより前に申請者から委託者（請負者）へ支払いをして頂くこととなります。
- ・ 直接申請者より耐震診断士への依頼、契約及び支払をして頂くこととなります。
- ・ 耐震診断に要する費用は建物の構造、規模、図面等の有無などにより異なります。
- ・ 申請書の作成にかかる費用は対象外となります。
- ・ 予算の範囲内で交付いたしますので、予算が無くなり次第終了となります。
- ・ 実績報告書は交付決定年度の2月末提出を目標にスケジュールを検討ください。
- ・ 交付決定を受ける前に、事業着手（契約）された場合は、本補助金の対象となりません。
- ・ 申請者が当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を控除する者である場合は、補助事業に係る消費税等相当額は、補助対象費用に含めることができません。
- ・ その他要件がございますのでご注意ください。詳しい内容や手続きの方法等は、お問い合わせください。